

検討会議における検討事項

1 労使間の交渉慣行の点検と必要な見直し

勤務条件（管理運営事項の処理によって影響を受ける勤務条件を含む。）に関する事項はすべて事前協議の対象であるとする現行の交渉慣行を廃止し、国家公務員法上の「勤務条件」の趣旨（注）に即して、交渉すべき事項をポジティブリスト化して再整理する。

（注）勤務条件の具体的内容については、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第8条各号に準ずるものとする。

なお、去る3月31日に農林水産省改革推進本部において了承された労使慣行の点検結果（以下「3月末点検結果」という。）を職員に周知し、これに対する意見募集を行うなど引き続き徹底して点検作業を行い、点検作業を了した段階で、これまで職員団体との間で締結された確認事項等を破棄することとする。

2 地方段階の交渉事項の整理・合理化

中央段階で処理した交渉事項と同じ事項を地方段階でも交渉事項とする交渉慣行があり、地方段階の交渉を職員団体・当局双方に過重な負担を強いているおそれがある。

国家公務員法第108条の5第4項（当局適格）では、職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とされており、この趣旨を踏まえ、中央段階の当局が処理した交渉事項と同じ事項を地方段階で交渉事項とする慣行は廃止する。

これにより、地方段階では、1の趣旨に即して、当該地方固有の交渉事項をポジティブリストとして再整理することとするが、本省段階で処理された

*1 国家公務員法は、勤務条件について「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」（国公法108条の5第1項）と規定するのみで、その他の勤務条件を明示していない。他方、特労法（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律）8条では、団体交渉の対象として、①賃金その他の給与、労働時間、休息、休日及び休暇に関する事項、②昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項、③労働安全、衛生及び災害補償に関する事項、④前3号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項を規定している。

制度・基準に関するものは除かれ、地方段階での職員団体・当局双方の業務合理化が図られる。

3 労使交渉の透明性確保

国家公務員という国民本位のサービスを提供するという基本認識を共有しつつ労使双方が交渉を行うことを確保するため、本省及び地方で行われる労使間の交渉の内容については、当該交渉後速やかに議事要旨を作成の上、農林水産省のホームページ上に掲載する。

4 現場における労使慣行の点検と必要な見直し

人事、昇格等個々の職員に対する発令に関する事項、行政の企画立案及び執行に関する事項、予算の編成に関する事項、組織・定員に関する事項などは、管理運営事項であるとして交渉対象とならない事項であるが、実態上、
ア 研修に派遣される職員の決定や、人事異動の発令に先立ち、職員団体に事前の連絡がなされるケース

イ 定時退庁日等に超過勤務を命じられた職員の氏名を職員団体に通知するケース

等が存在することが窺われる。3月末点検結果のさらなる点検作業により、このような不適切な労使慣行が認められた場合には、当該管理者に対して是正を求めるとともに、仮に、従来の慣行に基づき不適切な申出を受けた場合には、その旨大臣官房秘書課に報告し、公表するものとする。

5 労使関係問題特別調査チームの検討結果を受けた対応方策

労使関係問題特別調査チームが無許可専従問題に関する第三者委員会の指揮・監督の下で行う無許可専従に関する検証・調査の結果を受け、必要な改善方策を検討する。